

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のBクリニック（以下「事業場」という。）に雇用され、事務長兼理学療法士として業務に従事していた。

請求人によると、被災者は、病気療養中であるにもかかわらず、事業場院長の勧誘により事業場に就職し、以来、毎日の労働が続き、家に帰ると「毎日ほとんど眠れない」と言っていたという。また、被災者は、平成〇年〇月〇日、当時勤務していたC病院に受診し「不安神経症、高度不眠症」と診断され、さらに、同年〇月〇日には、D病院に受診し「大うつ病性エピソード、中等症」と診断され、以後、複数の医療機関で療養を続けていた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、公園の駐車場に止めた自家用車の中で心肺停止状態であるところを発見され、D病院に搬送されたが、同病院にて死亡が確認された。死体検案書によると、死亡したとき：「平成〇年〇月〇日午後〇時〇分」、直接死因：「熱中症」、直接死因の原因：「過量服薬」、死因の種類：「不慮の外因死：その他」と記載されている。

請求人は、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないと

して、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「主治医意見、診療録から、被災者に発現した精神障害はICD-10診断ガイドラインの『F32 うつ病エピソード』（以下「本件疾病」という。）と判断する。発病の時期は、不眠、イライラ感持続にて平成〇年〇月〇日受診していることから平成〇年〇月頃とするが妥当である。」と判断している。

当審査会としても、被災者が本件疾病を発病した経緯及びそれまでの経過を考慮すると、専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226号第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認

定基準に基づいて検討する。

(3) 被災者は、本件疾病の発症前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)、C病院に勤務しているところ、同期において、業務による心理的負荷をもたらす出来事として、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の「特別な出来事」類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められない。

(4) そこで、評価期間における「特別な出来事」以外についてみると、請求人は平成〇年〇月〇日付け聴取において、「E院長に時間外の診察で怒られたこと」及び「C病院の窓ガラスが夜に割られ、夜間連絡がとれなかったこと」などがあつたと述べ、さらに、同年〇月〇日付け聴取では「医療裁判があり、その出来事は発病に影響した」との新たな出来事を追加している。もっとも、請求人が主張するこれらの出来事については、決定書に説示されているとおり、事実関係が明らかではなく、また、請求人は、同年〇月〇日付け聴取において、要旨「被災者がうつ病を発病したのは、仕事の件と実母の病気、私が女性関係を疑った件が重なったことが原因だと思います。」とも述べている。

その他、請求人は、平成〇年〇月〇日当審査会受付け「平成28年労第7号」で始まる書面及び同添付資料を提出し、要旨、「E院長からの心ない言動が被災者の精神障害を発病させた」旨主張している。当審査会においては、以上のいずれの主張についても、その裏付けとなる具体的な事実関係も確認されず、また、発病前6か月間の時間外労働時間は、直前の1か月間が65時間09分であり、同期間の平均においても月46時間26分であつたことから、認定基準に基づく出来事があつたと判断することはできず、請求人の主張を採用することはできない。

(5) 請求人は、審査請求申請の中で「労災申請の主訴は、病気が悪化し休養していたところをF院長から事業場へ強く勧誘され、ストレス、不眠により病状が悪化した。」として、事業場での業務により症状が悪化したとも述べていることから、当審査会では、被災者の「発病後の悪化」についても、以下、検討した。

(6) 専門部会は、上記意見書で「C病院で事務代理として就労していた当時から精神科へ受診し、死亡の直前までその治療は継続されていたが、その内容、経過から認定基準に定める精神障害の悪化とは認められない」として、これを否

定しており、当審査会としても事業場に在任中、被災者の本件疾病が悪化したものは認められないと判断する。

なお念のため、特別な出来事が認められるか検討するに、請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取において「被災者がタイムカードを打刻後、F院長の話に付き合っ、そのせいで帰宅時間が毎日21時前後であり、被災者は時間外労働を行っていた。」と主張するところ、確かに被災者の帰宅時間は同時刻頃であったと推認されるも、Gは、同年〇月〇日付けの聴取で、「被災者は忙しそうではなく、時間を持て余しているようであった。」と述べ、Hも同日付けの聴取で「被災者は、特に仕事で困っている様子も無かった。忙しそうな感じも無かった。」と述べている等、関係者の申述からは、当時の被災者の業務が特段忙しかった形跡はなく、被災者に長時間の時間外労働を行う業務上の必要性は低かったものと認められ、被災者が事業場に居残った理由は明らかではないものの、少なくとも業務による「極度の長時間労働」が行われていたとは認めることはできない。

上記のことから、既存疾病を重度化させる要因として認定基準に定める業務による「特別な出来事」に該当する出来事は認められないものである。

(7) 被災者の業務以外の心理的負荷についてみると、出来事の類型「夫婦のトラブル、不和があった」で、心理的負荷の強度は「I」が認められる。また、被災者に起きた業務以外の出来事として、事業場での現金盗難問題が認められるが、被災者は、現金横領を認めていないものの、平成〇年〇月〇日に、I弁護士と面談し、管理責任を認め、弁償を申し出ている。

3 以上のとおりであるから、被災者の発病は業務上の強い心理的負荷に起因するものとは認められない。また、発病後の業務上の強い心理的負荷により悪化したものとも認められない。よって、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものとは認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。